

国の

持 続 化 給 付 金

申請サポート窓口 商工会内に開設

※完全事前予約制

新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対する国の給付金（法人は上限200万円、個人事業者は上限100万円）の申請について、オンライン申請が困難な方のために、申請の入力サポートを行う申請サポート会場を、いなべ市商工会に開設いたします。（完全事前予約制）

■申請サポート会場 いなべ市商工会(ウッドヘッド三重)

■会場開設日程

※各日程とも

10:00 ~ 17:00

[1時間単位で予約受付
12:00~13:00 除く]

7/20(月)~7/22(水)

8/19(水)~8/21(金)

10/26(月)~10/28(水)

12/2(水)~12/4(金)

- 申請サポート窓口での申請には、事前予約（前日まで）が必要です。
- 会場での申請には、以下により事前予約をしたうえで、事前シートの記入、必要書類の持参が必要です。
お申し込み方法など詳しくは、裏面をご覧ください。
- 申請サポートのご支援は、三重県商工会連合会 北部経営支援センター 担当者が行います。

★持続化給付金の手続き方法などお問い合わせは、・・・
三重県商工会連合会 北部経営支援センター
TEL:0594-74-6161 0594-74-6162
受付時間 9:00~17:00（土日・祝除く）

いなべ市商工会

住所:いなべ市北勢町阿下喜 1991 番地
TEL:0594-72-3131 FAX:0594-72-2355

持続化給付金 申請サポートの申し込み方法

【申請サポート申込から申請までの流れ】

<div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">ご予約</div> 	<p>事前予約が必ず必要となりますので、下記申込書にご記入の上、FAXまたは、商工会へご持参いただき、ご予約をお願いいたします。（先着順）</p> <p>《申請サポート申込先》 いなべ市商工会 住 所： いなべ市北勢町阿下喜 1991 F A X： 0594-72-2355</p> <p>※受付完了後、確認のご連絡をさせていただきます。</p>
<div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">事前準備</div> 	<p>①事前シートに必要事項をご記入ください。 ※①事前シートは、受付後お渡しいたします。</p> <p>②必要書類のご準備をお願いします。 ※②必要書類：別紙をご覧ください。</p> <p>③ ID・パスワードの準備。 ※申請には、IDとパスワードが必要です。 ※ご不明な点は、お問い合わせください。</p>
<div style="background-color: #e67e22; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">申請手続き</div>	<p>ご予約いただいた日の時間にお越しください。 担当者が、申請のサポートをいたします。 事前にご準備していただいた。①事前シートと②必要書類と筆記用具をご持参ください。</p> <p>※当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、<u>マスク着用</u>をお願いいたします。</p> <p>※当日ご来所できなくなった場合、お時間に遅れる場合は、必ずご連絡ください。</p>

《申請サポート申込書》

令和2年 月 日

申込希望日時	第一希望 月 日 () :00~	第二希望 月 日 () :00~
	※各日程、時間につきましては、先着順となっておりますので、必ずしもご希望に添えない場合がございます。（フリガナ）	
事業所名	
代表者名	
TEL/FAX	TEL () / FAX ()	
担当者・連絡先	担当者名： (携帯・TEL) — —	
業 種	※できるだけ詳しくご記入ください。	
従業員数		
商工会会員・会員外	会 員 ・ 会員外	
備 考		

【当日ご持参していただくもの】

証拠書類等の名前	証拠書類等の内容
①確定申告書類	<p>《中小法人等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告書（控え） <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一の控え、法人事業概況説明書の控えが、必要になります。 <p>《個人事業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告書（控え）…青色申告者・白色申告者共通 ●青色申告決算書（控え）…青色申告者 <p>※上記、法人確定申告書別表一（控え）及び個人確定申告書第一表（控え）には、<u>税務署収受日付印</u>が押されていること又は、確定申告書上部に「<u>電子申告の日時</u>」と「<u>受付番号</u>」の記載のあるものについては、「受信通知」の添付は不要とします。</p>
②2020年分の対象とする月（対象月）の売上台帳等	<ul style="list-style-type: none"> ●対象月の売上台帳等 対象月の売り上げがわかるもの。（売上帳、日計帳簿など）
③預金通帳	<p>給付金振込先の通帳</p> <p>《中小法人等》<u>法人名義の預金通帳</u>（法人の代表者名義も可） ※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面のコピー</p> <p>《個人事業者》<u>申請者名義の預金通帳</u></p>
④本人確認書類（個人事業主）	<ul style="list-style-type: none"> ●申請者本人の運転免許証 もしくは、 <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・写真付きの住民基本台帳カード ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書 <p>※いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。</p>
<p>★新型コロナウイルス感染予防のため、<u>会場へはマスク着用と筆記用具をご持参ください。</u></p>	
<p>※ご持参いただく書類についてご不明な点などがございましたら、お問い合わせください。 三重県商工会連合会 北部経営支援センター 持続化給付金申請サポート担当 TEL：0594-74-6161</p>	

《持続化給付金とは》

感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金が給付されます。

《給付額》

法人は、200万円まで（個人事業者は、100万円まで）
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限です。

■給付額の算定方法

前年の総売上（事業収入） - （前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月）

《給付対象者》

- （1）2019年以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある大企業を除く中小法人等及び個人事業者。
- （2）2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）があること。

《申請期日》 令和3年1月15日 24時まで

※詳しい内容は、パンフレット又は、中小企業庁ホームページをご覧ください。
(<https://www.jizokuka-kyufu.jp/overview/>)